明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○商工会議所法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六六）　二
〔告示〕
○アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（総務四二九）　二
○アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件の一部を改正する件（同四三〇）　二
○アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件の一部を改正する件（同四三一）　六
○アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件（同四三二）　七
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（同四三三）　七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件（外務三九四）　八
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同三九五）　九
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（同三九六）　一
○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（財務三八七）　三
○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（同三八八）　三
○肥料を登録した件（農林水産一九二六、一九二七）　一四
○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件（経済産業二四五）　一四
○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（同二四六）　一四
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　一四
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　一五〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一五二
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六四
会社その他
会社決算公告　一六六